

主 文

本件抗告を棄却する。

抗告費用は抗告人らの負担とする。

理 由

抗告人らの抗告理由第一点について

行政事件訴訟法二三条一項（同項を準用する場合を含む。）の規定により行政庁を訴訟に参加させる決定に対して、即時抗告その他の不服申立てをすることは許されない（同法二二条三項参照）。このように解しても憲法三二条に違反するものではないことは、当裁判所大法廷判例（最高裁昭和二二年（れ）第四三号同二三年三月一〇日判決・刑集二巻三号一七五頁、最高裁昭和四二年（し）第七八号同四四年一月三日決定・刑集二三巻一二号一五二五頁）の趣旨に徴して明らかであり、論旨は理由がない。

その余の抗告理由について

所論は、違憲をいうが、その実質は原決定の単なる法令違背を主張するものによらず、民訴法四一九条ノ二所定の場合に当たらない。

よって、本件抗告はこれを棄却し、抗告費用は抗告人らに負担させることとし、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成六年一月一六日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	根	岸	重	治
裁判官	中	島	敏	次郎
裁判官	大	西	勝	也
裁判官	河	合	伸	一